

## 当社「安全管理規定」に基づく公表事項（行政処分）

平成 27 年 6 月 11 日及び 7 月 3 日に、一般旅客自動車輸送事業の運営実態について監査を受け、28 年 1 月 13 日付けで下記の行政処分を受けました。

1、対象事業所 木更津営業所

2、処分内容（下記 3 の指摘事項に対して）

①警告

②警告

③使用停止処分日車数 10 日車

（平成 28 年 1 月 15 日から 1 月 24 日）

3、指摘事項

① 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切。

② 運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断（事故惹起）を受けさせていなかったこと。

③ 自動車事故報告書の届出を怠ったこと。

4、行政処分に基づき講じた措置

①について

運転者について行う指導及び監督の指針（国土交通省告示 1676 号）に則り、年に 1 回、1 時間の教育ではなく、運転経験年数に応じた集合研修を定員制で、且つ 9：00～16：00（約 7 時間）の教育を実施するようにした。

②について

平成 27 年 7 月 18 日に「独立法人自動車事故対策機構」にて「特定診断 I」を受診させ改善した。

③について

平成 27 年 1 月 15 日に発生した重大事故を平成 27 年 6 月 24 日に報告し改善した。

以上